

# 参考資料

○子ども・若者育成支援推進法 .....	79
○子供・若者育成支援推進大綱の概要 .....	83
○岡山県青少年健全育成条例 .....	84
○岡山県青少年によるインターネットの 適切な利用の推進に関する条例 .....	92
○おかやま子ども・若者サポートネット構成機関・団体 .....	95
○各種法令等による子ども・若者の年齢区分 .....	96

# 参考資料

## 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

#### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

#### 第五章 罰則（第三十四条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭の環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、

相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

### 第二章 子ども・若者育成支援施策

#### （子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### （子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、

当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大

臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 子供・若者育成支援推進大綱 概要

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(H22年施行)に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22、27年度に続く第3次の大綱

## 1. 子供・若者を取り巻く環境

法施行後10年が経過。教育、福祉、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。

### (1) 社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関する主な社会課題）

生命・安全の危機 孤独・孤立の顕在化 低い Well-being 格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション(DX)の両面展開

成年年齢の引き下げ 人権・権利の保障 ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

### (2) 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭	虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も
学校	特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大
地域	近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも
情報通信環境 (ネット空間)	教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の被害も深刻化
就業 (働く場)	近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者(ニート)の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

## 2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

### ① 全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ(Well-being)に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

### ② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

### ③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

### ④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

### ⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

自然・文化体験の充実と1人1台 ICT 環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS 相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

STEAM ( Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用(Child-Youth Tech) 等

## 3. 施策の推進体制

○子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立や Well-being の観点等を踏まえ、**多様なデータ**(子供・若者の意識や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等) **からなる参考指標(子供・若者インデックス)**を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

○大綱の期間は**おおむね5年(令和3～7年度)**としつつ、**社会情勢、政策動向等**に応じ適時改定。

3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

## 岡山県青少年健全育成条例

(昭和五十二年六月十六日岡山県条例第二十九号)  
最終改正：令和四年三月二十二日岡山県条例第九号

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 推奨及び表彰（第七条・第八条）
- 第三章 有害環境の規制（第九条―第十八条）
- 第四章 青少年に対する不健全行為の禁止（第十九条―第二十四条）
- 第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止（第二十五条）
- 第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備（第二十六条―第三十条）
- 第七章 その他（第三十一条―第三十七条）
- 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

## (基本理念)

第一条の二 青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。

2 青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もつて自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- 三 図書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第十条第三項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- 四 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。
- 五 がん具 がん具及びこれに類するものをいう。
- 六 刃物 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びこれに類するものをいう。
- 七 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。
- 八 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

九 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

十一 販売等 販売、頒布、贈与、交換又は貸付けをいう。

十二 有害薬品類等 薬品類及び有機溶剤並びにこれらを含有する物で、催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有するものをいう。

十三 深夜 午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。

## (県の責務)

第三条 県は、県民、市町村、関係機関、関係団体等との協働のもとに、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

## (県民の責務)

第四条 すべての県民は、青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに、良い環境をつくるよう努めなければならない。

## (保護者等の責務)

第五条 保護者は、青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し、自らが青少年の模範となるよう努めるとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい家庭を築くとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

## (地域住民の責務)

第五条の二 地域住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

## (適用上の注意)

第六条 この条例の適用に当たっては、第一条の目的を逸脱し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

## 第二章 推奨及び表彰

## (優良図書等の推奨)

第七条 知事は、図書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

## (表彰)

第八条 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

- 二 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 営業者又はその団体で、第一条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

### 第三章 有害環境の規制

(営業者等の自主規制)

第九条 図書を取り扱う業者、興行を主催する者、がん具、刃物、薬品類、利用カードその他の物品を販売する者、広告物を掲示し、又は管理する者、遊技場を営む者、テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

- 2 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を害さないよう収納物品、設置場所、営業時間等について配慮するとともに、利用上の注意を表示しなければならない。

(図書の指定及び販売の禁止等)

第十条 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

- 2 知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する図書（第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつてはその内容が、第三号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、第一項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。

一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が二十以上のもの又はページの総数の五分の一以上を占めるもの

二 コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上のもの

三 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書

四 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの

五 図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 4 第一項、第二項及び前項第五号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。

5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第一項又は第二項の規定による指定を受けた図書及び第三項各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませるはならない。

6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませるはならない。

7 知事は、有害図書が第一項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

8 前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。

(有害図書の区分陳列等)

第十条の二 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。

3 知事は、第一項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

(多指定刊行物の公表等)

第十一条 知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第十条第一項の指定を過去一年間に十回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2 図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

(不健全図書の取扱い)



第十一条の二 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの（第二十七条第一項において「不健全図書」という。）を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- 一 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 二 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 三 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 四 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 五 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

（図書の自動販売機の設置の届出等）

第十一条の三 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - 二 自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - 三 次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所
  - 四 次条第二項に規定する権限を付与した旨
  - 五 その他知事が別に定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

4 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

（図書の自動販売機の管理者の設置）

第十一条の四 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

（自動販売機による図書の販売の制限）

第十一条の五 自動販売機により図書を販売する者

は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

2 自動販売機により図書を販売する者又は前条第一項に規定する管理者は、現に収納されている図書が第十条第一項又は第二項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。

3 知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

（適用除外）

第十一条の六 第十一条の三第一項、第十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は、自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

（有害興行の指定及び観覧禁止）

第十二条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえないと認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。

3 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せってはならない。

4 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第一項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けた興行について準用する。

（深夜における興行場等への入場禁止）

第十三条 興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者（次項において「興行者等」という。）は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2 深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

（有害施設等への入場禁止）

第十四条 次に掲げる営業（法第二条第一項第五号又は同条第六項第四号若しくは第五号の営業を除く。）で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

- 一 設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業
  - 二 設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
  - 三 主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業
- 2 前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
- (有害がん具等の指定及び販売の禁止等)

第十五条 知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。
- 3 がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物の販売等をしてはならない。
- 4 何人も、第一項に規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。
- 5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

(自動販売機によるがん具等の販売の制限)

第十五条の二 自動販売機により避妊用具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの（次条において「指定避妊用具」という。）を除く。）その他主として性に関する器具又はがん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等)

第十五条の三 自動販売機により指定避妊用具を販売する者（次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。）は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

- 2 指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

(有害薬品類等の販売の禁止等)

第十六条 何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。

(利用カードの販売の届出等)

第十六条の二 利用カードを販売しようとする者（次条第一項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設（次条第一項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所

三 その他公安委員会規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者（以下「利用カード販売者」という。）は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 3 利用カード販売者（次項に規定する者を除く。）は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 4 自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第一項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 5 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

第十六条の三 何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

(利用カードの販売等の禁止等)

第十六条の四 何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならない。

2 利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等を行うことができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話（法第二条第九項に規定する会話をいう。）の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(有害広告物等の規制)

第十七条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

2 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 法第三十一条の十三第一項又は法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物を表示すること。

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。

五 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法

3 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第一項及び第三十六条において「代理人等」という。）が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。

4 公安委員会は、第二項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。

(利用カードの販売の停止)

第十八条 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十五条の罪若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第二章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）をしたとき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつたときは、当該利用カード販売者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例（平成七年岡山県条例第三十号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岡山県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を岡山県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### 第四章 青少年に対する不健全行為の禁止

(非行助長行為の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。  
(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止)

第二十一条 何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

2 知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(深夜外出の制限)

第二十二條 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

第二十三條 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第二十三條の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 接待飲食等営業（法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。）又は性風俗関連特殊営業（法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二 接待飲食等営業（法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。）の客となるよう勧誘すること。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第二十三條の三 何人も、青少年から青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(質受及び買受の禁止)

第二十四條 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第一項に規定する古物（前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。）を買受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

## 第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第二十五條 青少年のインターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止に関しては、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）の定めるところによる。

## 第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

(青少年育成県民運動)

第二十六條 県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 青少年の健全な育成を害する環境の浄化
- 二 非行少年の早期発見及び善導
- 三 青少年の自主的活動の育成及び助長
- 四 明るい家庭づくりのための啓発
- 五 その他青少年の健全育成活動

2 県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

(保護者の役割)

第二十七條 保護者は、この条例の趣旨にのつとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るピラ等を受け取らないよう監督する等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない。

2 保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛練のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとつて良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

(学校における措置)

第二十八條 学校の長（以下この条において「校長」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、学校における児童生徒の指導の充実を図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。

2 児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。

3 県及び市町村の教育委員会は、前二項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

(関係職員の義務)

第二十九條 教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行つていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

2 前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置

をとらなければならない。

(旅館業者等の通報)

第三十条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五条)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、同条第六項に規定する住宅宿泊管理業、貸家業又は貸間業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

## 第七章 その他

(審議会への諮問)

第三十一条 知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。

- 一 第七条の規定による推奨
- 二 第十条第一項、第二項若しくは第七項、第十二条第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第五項の規定による指定及びその取消し
- 三 第十条第三項第一号から第四号までの規定による定め
- 四 第十条第三項第五号の規定による指定
- 五 第十条の二第一項の規定による定め
- 六 第十七条第一項の規定による措置命令

2 知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。

(立入調査)

第三十二条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第三項において「立入調査員」という。)に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所(自動販売機の設置場所を含む。)に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定等の要請)

第三十三条 何人も、第七条の規定により推奨をし、

第十条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定により指定をし、又は第十七条第一項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。

(命令違反等の公表)

第三十四条 知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

- 第三十五条 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 第二十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十九条又は第二十三条の規定に違反した者
    - 二 第十八条第一項の規定による命令に従わなかつた者
  - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
    - 一 常習として第十条第五項の規定に違反した者
    - 二 常習として第十一条の五第一項又は第二項の規定に違反した者
    - 三 前号に該当する者で第十一条の五第三項の規定による命令に従わなかつた者
    - 四 第二十条第二項の規定に違反した者
  - 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十条第五項、第十一条の五第一項若しくは第二項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項(第三号(青少年に対するピラ等の頒布に限る。))又は第五号に係るものに限る。第七項において同じ。)、第二十二条第二項又は第二十三条の二から第二十四条までの規定に違反した者
    - 二 第十条の二第四項、第十一条の五第三項、第十五条の二第二項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつた者
  - 6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十条の二第二項、第十二条第四項、第十三条第二項又は第十四条第二項の規定に違反した者
    - 二 第十一条の三第一項若しくは第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
    - 三 第十一条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第十六条の二第三項若しくは第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
    - 四 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、

又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 7 第十条第五項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条第二項又は第二十三条から第二十四条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(その他)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

## 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

(平成二十三年三月十六日岡山県条例第二十三号)

最終改正：令和四年三月二十二日岡山県条例第九号

(目的)

第一条 この条例は、インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、並びに県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、もって青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- 三 事業者等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者、インターネットと接続する機能を有する端末設備（以下「端末設備」という。）の販売、頒布若しくは貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者、端末設備を公衆の利用に供する者又はインターネット接続役務提供事業者（法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）をいう。

四 有害情報 インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

五 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

六 青少年有害情報フィルタリングサービス 法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

七 インターネットリテラシー 青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。

2 前項第四号の有害情報を例示すると、次のとおりである。

- 一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- 二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- 三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

(取組の基本方針)

第三条 青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 青少年にモラル及びマナーをもってインターネットの情報を活用するようインターネットリテラシーに関する教育を行うこと。
- 二 青少年に有害情報の閲覧をさせないこと。

(県の責務)

第四条 県は、市町村等との協働のもとに、前条に規定する取組の基本方針（以下「取組方針」という。）に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、取組方針に基づき、その監護する青少年について、インターネットの利用状況を把握するとともに、インターネットリテラシーに関する教育及び有害情報による当該青少年の被害防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、前項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

3 保護者は、インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生ずることに特に留意するものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、取組方針に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な措置を講ずるとともに、第九条に規定する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、取組方針に基づき、地域社会における活動を通じて青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止に寄与するよう努めなければならない。

(青少年の取組)

第八条 青少年は、インターネットリテラシーの習得に努めるとともに、インターネットを利用する際には、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

(県の施策)

第九条 県は、青少年、保護者、事業者等及び県民に対し、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の事業を推進するものとする。

2 県は、青少年のインターネットリテラシーの習得

のため、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットリテラシーに関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(事業者等の取組)

- 第十条 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者若しくは役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者又は携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の販売等を業とする者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約を締結しようとする場合において、当該携帯電話端末等を青少年が利用することが見込まれるときは、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他規則で定める事項を書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）により当該販売等の相手方に対し説明しなければならない。
- 2 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、当該青少年が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないときは、その間、次条第二項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。
- 3 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることなく特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項において同じ。）の販売等をする場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、次条第三項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。
- 4 事業者等のうち、端末設備の販売等を業とする者は、端末設備の販売等（携帯電話インターネット接続役務の提供に係るものを除く。）をする場合において、当該端末設備を青少年が利用することが見込まれるときは、青少年が有害情報の閲覧をすることがないように青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するとともに、端末設備に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを備えるよう勧奨に努めなければならない。

い。ただし、規則で定める端末設備の販売等をする場合は、この限りでない。

- 5 事業者等のうち、端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年に有害情報の閲覧をさせないように努めなければならない。
- 6 事業者等のうち、インターネット接続役務提供事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報の閲覧をすることがないように青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(保護者の取組)

第十一条 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるときは、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させること及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることに努めなければならない。

2 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(県民の取組)

第十二条 県民は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報と認められるものの閲覧をさせないように努めなければならない。

(学校の取組)

第十三条 学校の長は、児童生徒等に対してインターネットリテラシーに関する教育を実施するとともに、有害情報による児童生徒等の被害防止を図るよう努めなければならない。

(関係職員の義務)

第十四条 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に係る業務に従事する職員は、青少年のインターネットの適切な利用の推進を害するおそれのある行為を行っている者に対し適切な指導又は助言を行わなければならない。

(指導及び勧告)

第十五条 知事は、第十条第一項に規定する説明又は同条第二項及び第三項に規定する保存を行っていないと認められる事業者等に対し、当該説明又は保存を行うよう指導し、又は勧告することができる。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者（第三項において「立入調査員」という。）に、営業時間内において、事業者等の営業所に立ち入り、営業の状況を調査さ



せ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査等は、必要かつ最小限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表等)

第十七条 知事は、事業者等が第十五条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第十八条 第十六条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則（抄）

(施行期日)

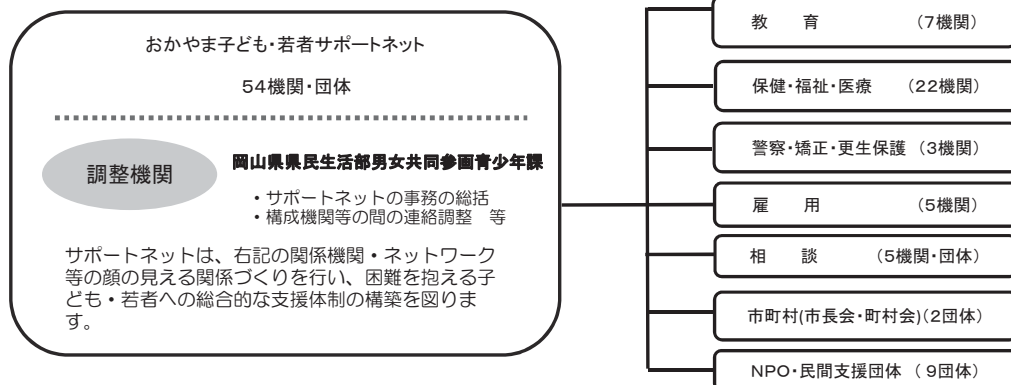
- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

おかやま子ども・若者サポートネット構成機関・団体

分野	構成機関・団体名
教育	岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
	岡山県教育庁特別支援教育課
	岡山県教育庁保健体育課
	岡山県教育庁生涯学習課
	岡山県総合教育センター
	岡山市岡山っ子育成局地域子育て支援課
	岡山市教育相談室／岡山市教育委員会指導課
保健・福祉・医療	岡山県医師会（精神科部会）
	岡山県精神科医療センター
	岡山県精神保健福祉センター
	岡山市こころの健康センター
	岡山県備前保健所
	岡山県備前保健所東備支所
	岡山県備中保健所
	岡山県備中保健所井笠支所
	岡山県備北保健所
	岡山県備北保健所新見支所
	岡山県真庭保健所
	岡山県美作保健所
	岡山県美作保健所勝英支所
	岡山市保健所
	倉敷市保健所
	岡山県中央児童相談所
	岡山市こども総合相談所
	おかやま発達障害者支援センター
	岡山市発達障害者支援センター
	岡山県保健福祉部健康推進課
岡山県保健福祉部子ども家庭課	
岡山県保健福祉部障害福祉課	

分野	構成機関・団体名
警察	岡山県警察本部生活安全部
更生・矯正・更生保護	岡山保護観察所
	岡山少年鑑別所
雇用	岡山労働局職業安定部訓練室
	岡山公共職業安定所
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部 岡山職業能力開発促進センター
	おかやま若者就職支援センター
	岡山県産業労働部労働雇用政策課
相談	岡山地方法務局人権擁護課
	岡山県人権擁護委員連合会
	岡山県青少年総合相談センター
	岡山県少年補導（育成）連絡会
	社会福祉法人岡山いのちの電話協会
市町村	岡山県市長会
	岡山県町村会
NPO、民間支援団体	特定非営利活動法人あかね
	特定非営利活動法人すたんど
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（KHJ岡山きびの会）
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（特定非営利活動法人エブリイハート）
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（メンタルサポートの会）
	地域若者サポートステーション事業受託団体（特定非営利活動法人ワーカーズコープ）
	特定非営利活動法人志塾フリースクール岡山
	特定非営利活動法人未来へ
特定非営利活動法人山村エンタープライズ	
調整機関	岡山県県民生活部男女共同参画青少年課

（令和4年3月31日現在）



## 各種法令等による子ども・若者の年齢区分(R4.4～)

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
	特定少年	18歳、19歳の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている。(内閣府)
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も対象とする。
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者